国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

２　この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一

項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二　障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3　この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。

4　この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。

5　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人

又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

6　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条　国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2　地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針）

第五条　国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

二　優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

三　障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基

本的事項

四　その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針）

第六条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2　前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

二　その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

3　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（調達実績の概要の公表等）

第七条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

2　前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

（厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請）

第八条　厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等）

第九条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

２　前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

３　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を

行うものとする。

5　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

（公契約における障害者の就業を促進するための措置等）

第十条　国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等）

第十一条　障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等

を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（税制上の措置）

第三条　国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第四条　平成二十六年三月三十一日までの間における第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五条第十一項」とあるのは「第五条第十二項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十六項」と、「同条第十三項」とあるのは「同条第十四項」と、「同条第十四項」とあるのは「同条第十五項」とする。

理　由

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年４月から

障害者優先調達推進法

がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

目　次

●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5
●発注先となる就労支援施設の一覧	
障害福祉サービス事業所の共同受注窓口	6
厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体	10

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者優先調達推進法の概要

【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。
このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、
平成25年4月1日から施行されます。

行政関係者の方には、法律の趣旨をご理解いただき、
障害者就労施設への発注拡大をお願いします。

【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

●国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。

●各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。

●地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

●国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。

国

①基本方針の策定

②調達方針の策定

官公庁
独立行政法人等

③調達方針に即した調達実施

仕事の発注・物品の購入等

仕事の受注・物品の納入等

④調達実績の公表

障害者が働いている施設等

対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、<u>以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務</u>が課されます。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

障害福祉サービス事業所等

- **就労移行支援事業所**
- **就労継続支援事業所（A型・B型）**
- **生活介護事業所**
- **障害者支援施設**
  （就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- **地域活動支援センター**
- **小規模作業所**

障害者を多数雇用している企業

企業

- **障害者雇用促進法の特例子会社**
- **重度障害者多数雇用事業所（※）**

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件
①障害者の雇用者数が５人以上
②障害者の割合が従業員の20%以上
③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

在宅就業障害者等

在宅就業障害者等

- **自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者**（在宅就業障害者）
- **在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体**（在宅就業支援団体）

障害者就労施設等への発注例

サービス

<クリーニング>

<清掃>

<印刷>

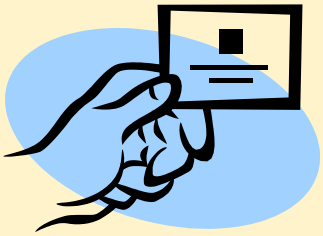

<データ入力>

<包装・組立>

<発送>

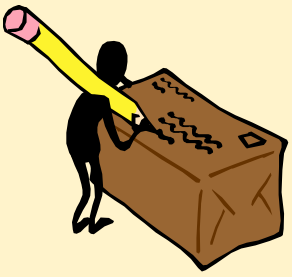

etc・・・

物　品

<弁当>

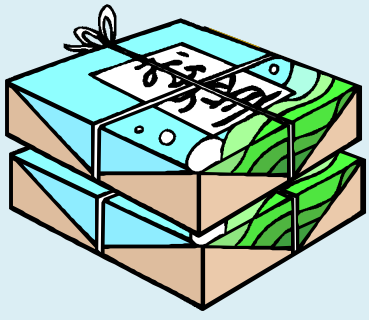

<制服等注文製造>

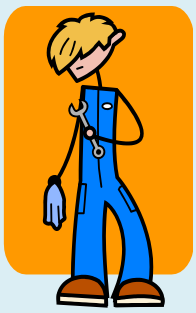

<部品>

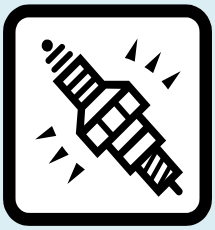

etc・・・

※　以上は、一部の例示です。この他にも多くの業務が可能ですので、障害者の働く場への発注をご検討ください。

発注先となる障害者就労施設等の一覧

行政関係者の方へ

- 発注先となる障害者就労施設の一覧を、厚生労働省ホームページに掲載しています。発注の際の参考としてください。

  www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/

- 発注する際の窓口として、**①共同受注窓口**と**②在宅就業支援団体**があります。共同受注窓口は、受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務、在宅就業支援団体は、会員の在宅就業障害者と発注者とを仲介する業務を行っています。調達の際にご活用ください。

① 障害福祉サービス事業所の共同受注窓口（平成24年11月28日現在）

都道府県	名称	所在地・担当／電話・FAX
全　国	**特定非営利活動法人 日本セルプセンター**	**〒160－0022 新宿区新宿1-13-1　大橋御苑駅ビル別館2階 Tel：03-3355-8877　Fax：03-3355-7666**
北海道	北海道授産事業振興センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター「かでる2.7内」 北海道社会福祉協議会（嶋田） Tel：011-241-3982　Fax：011-280-3162
青森県	青森県社会就労センター協議会	〒030-0954 青森市駒込字月見野916-1 社会福祉法人義栄会（伊藤） Tel：017-742-3004　Fax：017-742-3004
岩手県	岩手県社会就労センター協議会	〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1-3　ふれあいランド岩手内 岩手県社協 福祉経営支援部 障がい者就労支援振興支援センター Tel：019-637-4462　Fax：019-637-4255
宮城県	特定非営利活動法人 みやぎセルプ協働受注センター	〒981-1102 仙台市太白区袋原5-12-1 仙台ワークキャンパス（武井） Tel：022-399-6299　Fax：022-306-2515
秋田県	秋田県社会就労センター協議会	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5　県社会福祉会館 秋田県社会福祉協議会 地域福祉部施設経営・団体支援担当（小林） Tel：018-864-2715　Fax：018-864-2702

山形県	山形県社会就労センター協議会	〒990-0021 山形市小白川町2-3-31県総合社会福祉センター内 山形県社会福祉協議会　地域福祉部地域福祉係　（村上） Tel：023-622-5805　Fax：023-626-1623
福島県	福島県授産事業振興会 （授産事業支援センター）	〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内　（栃窪） Tel：024-523-1414　Fax：024-523-1432
茨城県	茨城県共同受発注センター	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県心身障害者福祉協会内　（片岡） Tel：029-244-7461　Fax：029-243-4429
栃木県	とちぎセルプセンター	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6　とちぎ福祉プラザ内 栃木県社会福祉協議会　福祉部施設福祉課　（相馬） Tel：028-622-0433　Fax：028-622-5788
群馬県		
埼玉県	埼玉県障害者授産事業振興センター （埼玉県セルプセンター）	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65　彩の国すこやかプラザ1階 Tel、Fax：048-764-9412
千葉県	千葉県障害者就労事業振興センター	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3 Tel：043-202-5367　Fax：043-202-5368
東京都	東京都セルプセンター	〒164-0011 中野区中央3-19-1　中部すこやか福祉センター3F 中野区仲町就労支援事務所　（中原） Tel：03-3360-1571　Fax：03-3360-1573
神奈川県	特定非営利活動法人 神奈川セルプセンター	〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤642-2　ライフ湘南 Tel：0466-86-6563　Fax：0466-87-2044
新潟県	新潟県社会就労センター連絡協議会	〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2　新潟ユニゾンプラザ3階 新潟県社会福祉協議会　地域福祉課（内藤） Tel：025-281-5521　Fax：025-281-5529
	C-netsにいがた	〒959-1924 阿賀野市畑江75（ソラシード内）（本多　佳美） Tel：0250-47-7152　Fax：0250-47-7153
	長岡市内障がい者共同販売 ネットワーク	〒949－5411 長岡市来迎寺１８６４（小野塚　久夫） Tel：0258-41-3120　Fax：0258-92-6731
	上越ワーキングネットワーク	〒943-0892 新潟県上越市寺町２丁目20-1　上越市社会福祉協議会内 （佐藤　貴規） Tel：025-526-1515　Fax：025-526-1230
富山県	富山県社会就労センター協議会	〒930-0143 富山市西金屋6682番地　めひの野園　（岡部） Tel：076-427-1033　Fax：076-427-1035
石川県	石川セルプ振興センター	〒920-8557 金沢市本多町3-1-10　石川県社会福祉会館 石川県社会福祉協議会　施設振興課 Tel：076-224-1211　Fax：076-208-5760
福井県	特定非営利活動法人 福井県セルプ振興センター	〒910-0026 福井市光陽2-3-22 県社会福祉センター1階 Tel：0776-29-2234　Fax：0776-21-313
山梨県	やまなし福祉しごとネット	〒400-0505 南巨摩郡富士川町長澤２３７４－１ くにみ会ゆあーずあんどゆうず（波多野浩史） Tel：0556-22-8211　Fax：0556-22-8212
長野県	特定非営利活動法人 長野県セルプセンター協議会	〒380-0928 長野市若里7-1-7（中村） Tel：026-291-8280　Fax：026-291-8290

岐阜県	岐阜県セルプ支援センター	〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1　岐阜県福祉・農業会館 岐阜県社会福祉協議会 施設団体振興部（丹所） Tel：058-273-1111　Fax：058-275-4888
静岡県	一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会	〒420-0859 静岡市葵区栄町1-5 ホーメスト静岡ビル2F （鈴木、井上） Tel：054-273-9111　Fax：054-273-9112
	障害者働く幸せ創出センター	〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5 ５風来館４階 特定非営利活動法人オールしずおかベストコミュニティ（倉嶋） Tel：054-251-3515　Fax：054-251-3516
愛知県	社団法人 愛知県セルプセンター	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-7　県社会福祉会館（三浦） Tel：052-201-1147　Fax：052-232-2050
三重県	特定非営利活動法人 共同受注窓口みえ	〒514-8552 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2階 （浅野） Tel：059-264-7373　Fax：059-264-7374
滋賀県	社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター	〒525-0032 草津市大路2-11-15 （城、深津） Tel：077-566-8266　Fax：077-566-8277
京都府	特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地 ハートピア京都7階（芝田） Tel：075-255-0355　Fax：075-255-0366
大阪府	大阪府社会福祉協議会 セルプ部会大阪授産事業振興センター	〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館1F （横山、高田） TEL：06-6766-1717 FAX：06-6766-1719
	一般社団法人 エル・チャレンジ福祉事業振興機構	〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35大阪市教育会館5階 TEL：06-6949-3551 FAX：06-6920-3522
兵庫県	特定非営利活動法人 兵庫セルプセンター	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター6階 （村上） Tel：078-414-7311　Fax：078-414-7312
奈良県	特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター	〒630-8114 奈良市芝辻町2-11-16 圭真ビル102 Tel：0742-93-3244　Fax：0742-93-3245
鳥取県	特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター	〒683-0802 米子市東福原1-1-45 （濱田） Tel：0859-31-1015　Fax：0859-31-1035
島根県	島根県障がい者就労事業振興センター （東部）	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F Tel：0852-67-2671　Fax：：0852-67-2671
	島根県障がい者就労事業振興センター （西部）	〒697-0062 島根県浜田市熱田町493-3 ワークくわの木熱田事業所内 Tel：090-7135-7826　Fax：：0855-27-0291
岡山県	岡山県セルプセンター	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2F （田中） Tel：086-222-0300　Fax：：086-222-0300
広島県	広島県社会就労センター協議会	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2　広島県社会福祉会館3階 広島県就労振興センター （曾根） Tel：082-252-3100　Fax：082-252-3155
山口県	山口県工賃向上支援センター	〒753-0072 山口市大手町9-6　山口県社会福祉会館 山口県社会福祉協議会 障害者就労支援班 （佐藤） Tel：083-924-2820　Fax：083-924-2792
徳島県	とくしま障害者授産支援協議会	〒770-0045 徳島市南庄町5丁目77番地3 眉山園 （三橋） Tel：088-632-1333　Fax：088-632-0082
香川県	特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会	〒761-0701 木田郡三木町池戸931-6 朝日園 Tel：087-898-2323　Fax：087-898-6060

高知県	高知県社会就労ｾﾝﾀｰ協議会	〒789-1201 高岡郡佐川町字寺中甲1037-1 さくら福祉事業所 （畑山） Tel：0889-22-2113　Fax：0889-22-5369
福岡県	福岡県セルプセンター	〒816-0804 春日市原町3-1-7　クローバープラザ6階 福岡県社会福祉協議会 施設課 Tel：092-584-3377　Fax：092-584-3369
佐賀県	佐賀県共同受注支援窓口	〒840-0851 佐賀市天佑一丁目8-5 佐賀県障害者社会参加推進ｾﾝﾀｰ（玉城） Tel：0952-97-9856　Fax：0952-29-3918
長崎県	長崎県障害者共同受注センター	〒852-8104 長崎市茂里町3-24 （濵﨑 七衛） Tel：095-865-6681　Fax：095-865-6682
熊本県	(株)コウケン	〒862-0965 熊本市南区田井島1-11-34 Tel：096-284-1552　Fax：096-284-1562
大分県	大分県社会就労支援事業所協議会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41　県総合社会福祉会館 大分県社会福祉協議会 施設支援課（岡） Tel：097-558-0300　Fax：097-558-6001
宮崎県	宮崎県社会就労センター協議会	〒880-8515 宮崎市原町2-22　宮崎県福祉総合センター 宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部（脇田） Tel：0985-22-3380　Fax：0985-23-3160
鹿児島県	鹿児島県授産施設協議会	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7　県社会福祉センター4F 鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部 Tel：099-257-1001　Fax：099-250-9358
沖縄県	一般財団法人 沖縄県セルプセンター	〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1　沖縄県総合福祉センター西棟4階 （喜瀬） Tel：098-882-5663　Fax：098-882-5664

② 厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体一覧（平成24年5月21日現在）

	名　　称	所在地（担当）／（TEL・FAX）	実施業務
北海道	特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	札幌市北区北7条西6丁目1　北苑ビル2階 011－261－0074	・字幕制作 ・インターネット質問整理 ・ホームページ制作・更新 ・ホームページ検証 ・テープ起こし ・データ入力業務 ・パソコン講習（講師）業務
埼玉県	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	埼玉県さいたま市西区塚本町1丁目94番地1 048－625－5100	・花木レンタル ・パン製造販売 ・レンタルおしぼり
千葉県	特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 043－206－7101	・あん摩マッサージ指圧・鍼・灸 ・会議、講演等を録音したテープのテープリライト
	ワークスネット株式会社	船橋市本中山3丁目21番5号 043－297－3391	・手書き文書（伝票、申込書など）をコンピュータ化するための「データ入力作業」を行う。
東京都	社会福祉法人 東京コロニー	中野区江原町2丁目6番7号 03－5988－7192	・Webコンテンツの企画、制作（デザイン、HTML、CGI等）及び運営 ・データベース設計、プログラム開発、サーバ保守、DTP、イラストレーション、文章執筆、編集、リサーチ、データ入力等
	社会福祉法人 武蔵野千川福祉会	武蔵野市境南町4丁目20番5号 0422－30－0022	・印刷作業 ・梱包、包装作業 ・メール便発送業務、宅急便発送業務 ・清掃業務
神奈川県	株式会社研進	横浜市西区みなとみらい4丁目10番3－W707号 045－664－2412	・二輪車・四輪車・汎用機・その他機械関係部品の組立加工 ・食料品（パン・クッキー等）の生産 ・園芸品（植栽用苗を含む）の生産 ・衣料品・日用雑貨（陶芸品を含む）の生産
	社会福祉法人 進和学園	平塚市万田475番地 0463-32-5325	・封入・梱包・部品組み立て ・パン・クッキー等の食料品生産 ・園芸品及び農産物の生産 ・衣料品・日用雑貨 ・クリーニング ・清掃業務
	社会福祉法人 小田原支援センター	小田原市東町4丁目11番地2号 0465-30-1560	・食料品（パン、クッキー等）の生産 ・ボールペン組み立て ・バリ取り ・自動車部品組み立て
山梨県	社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2－12 055－252－0100	・ホームページ作成 ・各種印刷物のデザイン ・各種プログラムの作成 ・データ起こし、データ入力
岐阜県	特定非営利活動法人 バーチャルメディア工房ぎふ	大垣市加賀野4丁目1番地の7 0584－77－0533	・電算入力・記録作成 ・各種印刷物の製作 ・ソフトウェア開発 ・ネットワーク構築等 ・ホームページ製作・Webサイトの構築 ・人材育成研修

静岡県	特定非営利活動法人 福祉のまちづくり市民ネットワーク	浜松市南区東若林町1220番地の5 053－448－7119	・議録作成 ・ホームページ作成及び更新 ・名刺作成 ・機関紙作成 ・DM発送作業 ・アンケート集計及び報告書作成
愛知県	特定非営利活動法人 電気仕掛けの仕事人	岡崎市美合町字三田19番地8 0564－54－5331	・DTP　執筆、画像処理、イラスト制作、文書校正 ・Web制作　デザイン、コーティング、画像処理 ・情報処理　プログラミング、データベース構築
大阪府	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 06－6767－9981	・システム開発業務 ・Webサイト制作業務 ・DTP業務 ・データ入力、集計、管理業務 ・CD－ROMコンテンツ制作業務
	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	大阪市西成区出城2－4－10 06－6563－6564	・クリーニング業務 ・データ入力、名刺作成業務 ・軽作業業務
兵庫県	特定非営利活動法人 ネピオン	神戸市須磨区妙法寺岩山1056－1 078－741－1120	・縫製加工 ・織布製造 ・木工製品製造 ・ほう材梱包・出荷準備 ・あんまマッサージ
長崎県	社会福祉法人 出島福祉村	長崎市岩川町2番3号 095－892－3600	・びわ茶の製造 ・コーヒーの製造 ・印刷物の製造 ・ホームページの作成及びメンテナンスの業務
熊本県	特定非営利活動法人 在宅就労支援事業団	熊本市中央区九品寺5丁目9番1号 096－375－7900	・宛名書き（毛筆・ペン字）（挨拶状、年賀状、暑中見舞い） ・携帯灰皿作成、手提げ袋作成、封筒作成 ・切手・シール貼り作業、郵便番号仕分け作業 ・ノベルティー作成、サンプル作成、箱作成 ・梱包作業、チラシ・パンフレット折り作業、封入作業 ・データ入力作業、テープ起こし作業、デザイン作成、オペレーション作業 ・検品作業、紐通し作業、和裁・洋裁作業
宮崎県	社会福祉法人恵佼会	宮崎市祇園一丁目50番地 0985－31－6441	・ホームページの作成・更新 ・エクセルを利用したデータベースにかかるデータ入力、パワーポイントの作成、ワードによる文章入力 ・印刷物の版下作成、各種のデータ入力、テープおこし

＜作成＞厚生労働省

〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2

ホームページ：www.mhlw.go.jp

（優先調達推進法関係のページ）
www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/